

○北海道後期高齢者医療広域連合公告式条例

制 定 平成19年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、広域連合の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例等の公布)

第2条 条例又は規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例及び規則の公布は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

(規程の公表等)

第3条 広域連合長がその定める規程（規則を除く。）を公表しようとするとき又は公表、公告、公示若しくは告示（以下「公表等」という。）を要するものを告示しようとするときは、公表等の旨の前文、年月日及び広域連合長の氏名を記載して、広域連合長印を押印しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程及び公表等を要するものについて準用する。

(広域連合の機関の定める規則の公表等)

第4条 第2条の規定は、広域連合の機関（広域連合長を除く。以下同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程（その定める規則を除く。）及び公表等を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長の氏名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。